

議案第106号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和6年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鹿児島県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員等の旅費に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び鹿児島県職員勤勉手当支給条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第50号)

第7条第1項

(2) 鹿児島県職員勤勉手当支給条例(昭和28年鹿児島県条例第12号)第2条第1項第1号コ及び第3号

(鹿児島県吏員恩給条例の一部改正)

第3条 鹿児島県吏員恩給条例(昭和26年鹿児島県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第3号中「とき」を「とき。」に改め、同条第2項本文中「因り禁錮」を「より拘禁刑」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第25条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「引続いた」を「引き続いた」に改める。

第41条本文中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「又は」を「, 又は」に改め、同条ただし書中「又は」を「, 又は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 刑法(明治40年法律第45号)第27条第3項(第2号に係る部分に限る。)及び第27条の7第3項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、前項の規定の適用に関しては、これを適用しない。

第61条第1項本文中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「又は」を「, 又は」に改め、同項ただし書中「又は」を「, 又は」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

3 刑法第27条第3項(第2号に係る部分に限る。)及び第27条の7第3項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、前2項の規定の適用に関しては、これを適用しない。

(鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第4条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号サ、第2号ク及び第3号並びに第2条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（アリモドキゾウムシ等防除条例等の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) アリモドキゾウムシ等防除条例（昭和27年鹿児島県条例第58号）第13条
- (2) 県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）第43条及び第44条
- (3) 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第28条第1項及び第2項
- (4) 鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第66条第2項
- (5) 鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）第23条の2
- (6) 鹿児島県自然環境保全条例（昭和48年鹿児島県条例第23号）第27条及び第28条
- (7) 鹿児島県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）第13条
- (8) 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成6年鹿児島県条例第17号）第9条第1項
- (9) 公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例（平成11年鹿児島県条例第42号）第6条、第7条第2項及び第8条第2項
- (10) 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第17条
- (11) 鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）第12条第1項、第13条及び第14条
- (12) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第24条
- (13) 鹿児島県行政不服審査会条例（平成27年鹿児島県条例第48号）第10条
- (14) 鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鹿児島県条例第33号）附則第5項及び第6項

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部改正）

第6条 鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し及び同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第7条 鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年鹿児島県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「懲役又は禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

（鹿児島県公害防止条例の一部改正）

第8条 鹿児島県公害防止条例（昭和46年鹿児島県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第49条及び第49条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第50条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第50条の2及び第51条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例及び鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正)

第9条 次に掲げる条例の規定中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年鹿児島県条例第42号)第17条

(2) 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例(平成15年鹿児島県条例第11号)第32条及び第33条

(鹿児島県ウミガメ保護条例の一部改正)

第10条 鹿児島県ウミガメ保護条例(昭和63年鹿児島県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第12条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(鹿児島県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例の一部改正)

第11条 鹿児島県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例(平成14年鹿児島県条例第80号)の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第20条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例第2条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(鹿児島県職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の鹿児島県職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第4項並びに鹿児島県職員退職手当支給条例第16条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案理由)

刑法の改正に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例を制定しようとするものである。